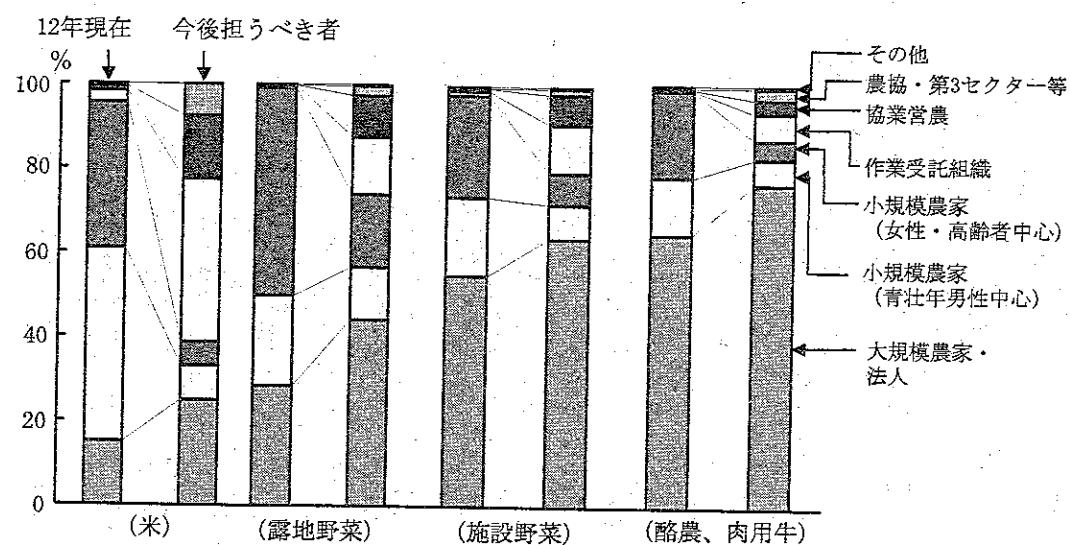


図II-12 作目別にみた地域農業の担い手の現状



資料：農林水産省「担い手の状況と都市交流、情報化を通じた農村活性化に関する調査」（12年11月調査）

- 注：1) 東京都特別区を除く全国3,229市町村の農政担当者に対して行ったアンケート調査の結果で、回収市町村数は2,094である。  
 2) 「その他」とは、中規模農家、ヘルパー組織等である。

重要である。

#### ＜事例：農業機械銀行を核に農協が多様な担い手の育成を推進＞

滋賀県水口町は近江米の産地として知られるが、農家の9割は、町内外の工業団地等に通勤する第2種兼業農家である。このような農業構造のもとで、地域の農業及び農地の維持・発展を図るために、昭和53年から、甲賀郡農協を事務局として水口町農業機械銀行が設置され、現在は10戸の専業農家からなるオペレーター集団により、農作業受託や借地による農業経営が展開されている。

機械銀行発足当初は、受託した農作業を各オペレーターにバランスよく配分する方法をとっていたが、個別の委託者とオペレーターとの間の信頼の高まりから、耕作者として特定のオペレーターを指名する委託農家が増加し、また、当初は部分作業委託が主だった依頼も、徐々に全面作業委託が増え、やがて利用権設定に切り替わっていった。このような経緯でオペレーター農家の経営の大規模化が進展し、最も規模の大きい者の経営面積は平成12年で61haに達している。さらに、大規模化により家族構成員のみによる経営が困難となった農家2戸が経営を法人化し、雇用を導入している。

7年には、拡大する受託業務の新たな受け皿として、これらオペレーターの後継者が共同で任意組織を結成し、転作を中心に農作業の受託を開始した。その後、個人資格で農地を期間借地して秋冬野菜を生産するなどの取組みにより事業の多様化と売上金額の拡大が進んだことによって、経営の合理化を図るため、10年には有限会社化している。

これらの担い手の規模拡大は順調に進んだものの、作業依頼が町内の全域にわたるため、地区によっては、ほ場の分散等により非効率な作業を強いられる状況もみられた。このため、同農協では地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等関係機関と連携して、営農に積極的な地区を選んで集落営農の導入を進めた結果、12年現在で、町内に12の集落営農組織が形成されている。同農協では、今後、大規模経営体であるオペレーター農家と農地・農作業を分担するなど両者が連携・協調できる体制を構築しながら、集落営農組織を担い手として育成していきたいとしている。

#### （認定農業者の主体的な経営改善への支援を強化していく必要がある）

効率的かつ安定的な農業経営の育成等を目的とする農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営者が作成する農業経営改善計画の認定が進められており、平成12年12月末までに全国で15万9,324（うち法人5,509）経営体が認定を受けている。認定数の推移については、10年12月末の認定数を100とすると、11年12

月末が112、12年12月末が123と緩やかに増加している。

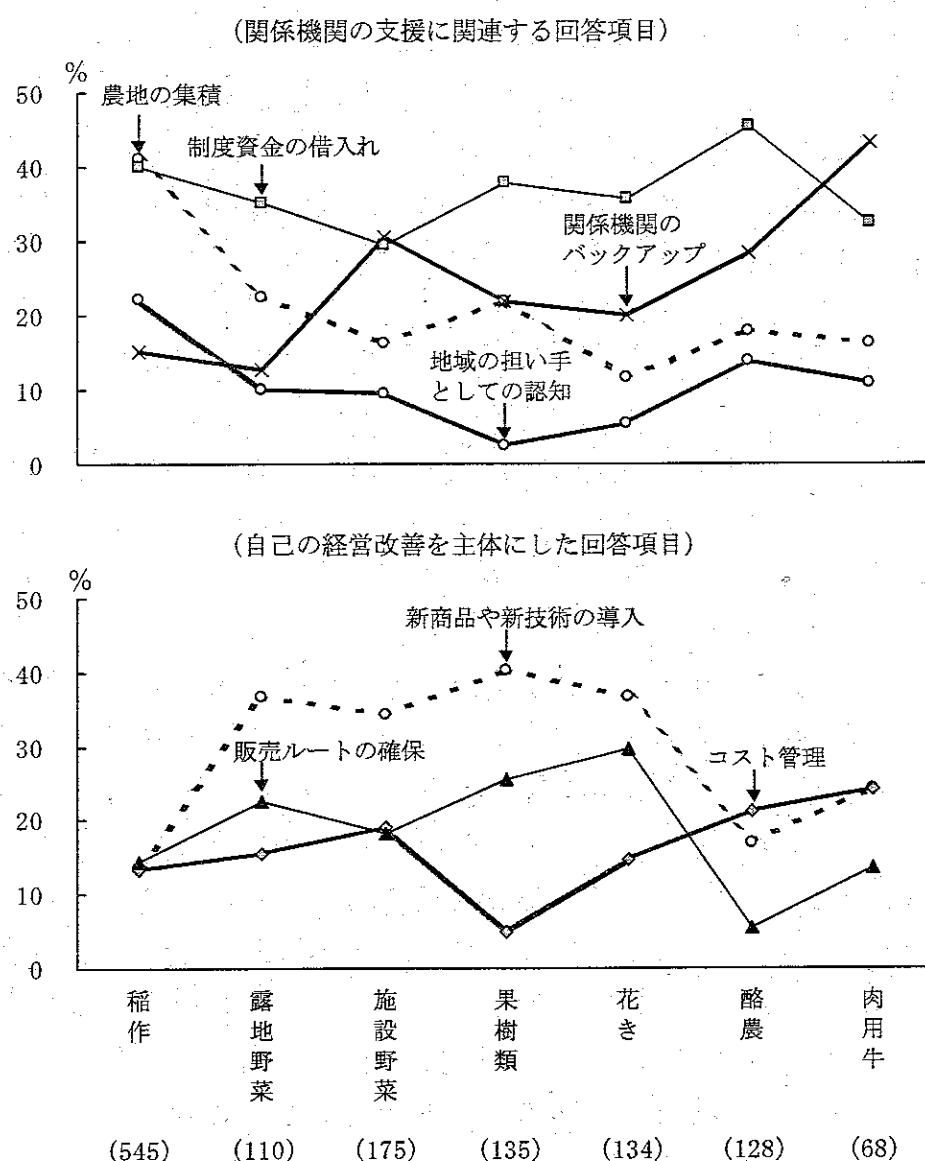
認定農業者の取り組む経営改善の内容は、経営規模の拡大、経営の多角化、生産方式や経営管理の合理化等、多岐にわたっており、自ら作成した農業経営改善計画に従い、主体的な取り組みが進められている。全国経営改善支援センターが12年3月までに認定された認定農業者を対象に実施した調査によれば、認定農業者の経営規模は、認定時において全営農類型の平均で5.0ha（稻作単一7.0ha）であるが、目標規模では平均7.1ha（稻作単一11.1ha）と規模拡大への強い意欲がみられる。目標所得では、700～900万円を目標とする経営が3割以上を占め、さらに3割以上の経営がそれ以上の所得の達成を目指している。また、農林業センサスによれば、認定農業者のいる農家のうち、環境保全型農業に取り組んでいる割合は47%であり、販売農家全体での割合（21%）を大きく上回っている。このほか、作業受託や直販等の農業生産関連事業を実施している割合及び契約生産を行っている割合をみると、販売農家全体ではそれぞれ、11%、8%であるのに対して、認定農業者のいる農家ではそれぞれ、34%、17%となっている。

このように認定農業者においては、高い経営目標をもちつつ、先進的な経営改善への取組みにも積極的である。7年3月までに認定を受けた農業者を対象に実施したアンケート調査（10年10月）によれば、自らの農業経営改善計画の総合的な目標達成の見通しについて、約6割が「ほぼ達成できる」または「相当努力を要するがほぼ達成できる」としている。

また、計画を達成できる要因としては、自己の経営改善と、関係機関の支援がともに重要な要素となっている（図II-13）。販売金額1位部門別にみると、「新商品や新技術の導入」を達成要因としてあげる割合は、野菜や果樹、花きで高く、「コスト管理」については肉用牛、酪農、「販売ルートの確保」については花き、果樹で高くなっている。また、「農地の集積」、「地域の担い手としての認知」がともに高いのは稻作であり、地域社会のなかで円滑に農地の利用権の集積を進めていくことが重要な要素となっていることがわかる。「市町村・普及センター・農協等のバックアップ」については、肉用牛、施設野菜、酪農で特に重要な要素となっている。また、「制度資金の借入れ」については、各営農類型で高く、総合的な経営改善を進めるうえで適切な設備投資を円滑に行なうことが計画達成のための共通の要素となっていることがうかがわれる。

認定農業者の育成の最終的な目標は、効率的かつ安定的な農業経営の実現にある。効率的かつ安定的な農業経営の指標として、12年3月には、食料・農業・農村基本計画の策定とあわせて、35類型の農業経営の展望が示されたところである。県・市町村では、農業経営基盤強化法に基づき、効率的かつ安定的な

図II-13 農業経営改善計画がほぼ達成できる要因（販売金額1位部門別）



資料：農林水産省「認定農業者の農業経営改善に関するアンケート」(10年10月調査)

注：1) 7年3月までに農業経営改善計画の認定を受けた者に対して行った調査であり、配付数2,400で回収率は67%である。

2) 経営改善計画の総合的な目標達成の見通しについて、ほぼ達成できる及び相当努力を要するが目標をほぼ達成できるとした者に対して、2つまでの複数回答を求めたものである。

3) ( ) 内は集計者数である。

農業経営の指標等を内容とする基本方針・基本構想が既に策定されているが、その見直しにおいては国の展望も参考として進められている。今後とも、こうした指標を目安に、優良農地の確保や農地の利用集積、生産技術及び経営管理能力の向上等において、これらの者への施策の重点化・集中化を進めていく必要がある。地域においては、市町村の農業経営改善支援センターを中心に関係機関が一体となった支援体制を充実させていくことが必要である。また、地方公共団体においては、国の施策に加え、地域の条件に即した独自の支援策の推進等が一層重要になっている（表II-3）。

#### ＜事例：良質米産地の農業をけん引する認定農業者の取組み＞

良質米の岩船コシヒカリで知られる新潟県神林村の認定農業者C氏は、稻作（13.3ha）に露地野菜（2,000m<sup>2</sup>）、露地花き（2,500m<sup>2</sup>）、転作大豆（3.5ha）を組み合わせた複合経営に加え、作業受託や農産加工にも取り組み、雇用者を活用した経営の多角化に取り組んでいる。

昭和47年、高校卒業と同時に後継者として就農したC氏は、公務関連の勤務の傍ら農業に従事し、23歳で両親から経営を引き継いだ。56年、27歳で専業農家として再出発したC氏の水稻作付面積は1.5haであったが、借地による規模拡大に努め、平成元年には作付面積を8.0haにまで拡大した。その後、地域の伝統技術を活かした鮭の加工やカメムシの防除作業の請負い等にも取り組み、2名の通年雇用を確保している。認定農業者となった6年以降、さらなる経営改善を進め、漬け物加工や鉢花の生産にも取り組んでいる。米の販売は農協出荷を中心に、低農薬米の直販や製菓会社との契約栽培も行っている。加工品は、新聞広告やダイレクトメールを活用して関東と県内の消費者に直販しており、都内の百貨店との取引も行っている。

経営管理面では、複式簿記のほか、資金繰りや借入金の管理など財務管理を徹底し、パソコンを活用した経営分析を行い、部門別収支を明らかにしている。雇用を活用した経営形態をとるなかで、第二・第四土曜日、日曜、祝祭日については農繁期を除いて休日を実現しているほか、労災、雇用保険、障害保険にも加入し、就業条件の改善にも努めている。

C氏は村の認定農業者会議の設立に尽力し、初代会長となるなど村の農業経営者のリーダーとしても活躍しており、農地の利用集積やスーパーL資金の活用等認定農業者制度のメリットを自ら積極的に活かすとともに、村の認定農業者の制度活用への啓発にも力を尽くしている。また、近年の米価下落に際しては、標準小作料の見直しの要望を村に提出し、県下に先駆けて引下げを実現するなど、農業者個人では解決できない経営課題に積極的に取り組み、成果を生

表II-3 認定農業者を対象とした地方公共団体の主な施策の実施状況

	都道府県	市町村
認定農業者組織活動助成	5	181
認定農業者への農地集積	25	174
制度資金の利子補給	13	159
農業機械・施設等への補助	17	60
研修助成	2	49
生産調整支援	3	24
パソコン等導入助成	一	17
情報誌の提供	2	5
けい畔除去・基盤整備支援	1	5
経営の安定化支援	1	4
経営指導・経営診断	1	1
労働力補助支援	1	1

資料：農林水産省調べ（11年10月）

注：数字は施策を実施している地方公共団体の数である。

んでいる。

今後は、長男の就農（13年予定）を踏まえ、法人化を図るとともに、水稻の直まきによる低コスト栽培の技術的な確立と作付けの拡大、農産加工や花き・野菜部門の充実等を進めていく計画であり、個別経営としての一層の発展と、村の農業のけん引役としての活動にますます期待が高まっている。

#### ＜事例：先進的な栽培技術の確立で経営改善を進める認定農業者＞

栃木県の南東部に位置する真岡市<sup>もおかし</sup>のD氏は、ロックウール（RW）<sup>\*1</sup>によるトマト栽培の先駆者として栽培技術の確立と経営規模（平成12年現在、ハウス面積58アール）の拡大に取り組み、産地形成のリーダーとしても活躍している。

水稻中心の経営を営んできたD氏は、昭和61年、生産性の高い農業への転換を目指し、県内で初めてRWトマト栽培に取り組んだ。一般的な栽培技術が確立していないなかで、試行錯誤の末に独自の栽培技術を確立するとともに、その成果を後進に積極的に指導している。12年現在、産地化に取り組む市内のグループ生産者は23戸となっており、「もうかる農業経営」を追求するD氏の取り組みは、地域農業の担い手の確保に着実な成果を生んでいる。

7年に同市で第1号の認定農業者となってからは、マルハナバチ<sup>\*2</sup>の導入等省力化技術の活用や、年間2作による周年出荷体系の確立とそれに伴う常時雇用体制の確立により、ハウス面積を18アールから58アールへと大幅に拡大した。また、9年には、パソコンによる複式簿記を導入するとともに、普及センターの支援による経営分析も活用するなど、経営管理の向上に努めている。

D氏は地域のリーダーとしても、積極的に活躍しており、農協理事や農業委員等の重責を担ってきたほか、地域のむらづくりグループの副会長として、専業・兼業が一体となった集落営農づくりに力を発揮している。

今後は、10年に就農した後継者とともに、ハウスの増設による一層の規模拡大を図るとともに、養液管理技術の向上による糖度の改善等を通じた高付加価値化、養液リサイクル体系の確立による環境に配慮した営農の実践等を目指し、さらなる経営改善を進めていく計画である。

#### ＜事例：認定農業者をサポートする農業経営改善支援センターの取組み＞

岩手県の西部に位置する雫石町では、水稻を主体に、畜産、野菜、花き、

\*1 岩石を焼いて綿状に成形したもので、養液栽培（水に肥料分を溶かした養液を供給して植物を育てる栽培方法）の培地の一つとして土壤の代わりに利用されている。

\*2 ミツバチ科に属する昆虫で、幼虫のえさとして花粉や蜜を集める性質があり、トマトやなすのハウス栽培において受粉用に利用されている。

きのこ等を組み合わせた複合経営が定着している。平成7年に専従事務所を開設し実質的な活動を始めた零石町農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）は、認定農業者個々の経営改善の進行管理と、目標達成のための具体的な支援を行うことを重要な役割としている。年間延べ1,600件に及ぶ経営相談への対応のほか、農地の利用集積にかかる支援、農業者の意識調査を通じた農地流動化の実態把握、法人化や加工・販売戦略の検討支援、異業種交流、インターネットや広報紙を活用した情報の収集・提供等、その取組みは多岐にわたっている。

こうした活動が円滑に進んでいる理由として、認定農業者の経営改善にかかる相談窓口の一本化を目指し、普及センターや農協、農業委員会等が連携しその支援機能を支援センターに結集させる体制がとられている点と、高い専門能力をもった2名の常勤スタッフの存在があげられる。常勤スタッフのうち1名は、営農指導に長年携わってきた元農協職員で、地域農業の実情に熟知しており、他の1名は、民間企業に勤務経験のあるコンピュータの専門家である。これら2名の専門能力が機動的な調整業務や農業者のパソコンを活用した経営管理能力の改善等に役立てられている。また、こうした支援センターの活動は、認定農業者全員で構成する農業経営者協議会の主体的な活動と一体となって進められており、認定農業者自身の高いニーズに支えられることで充実したものとなっている。

#### （農業生産法人の活動を活性化させるための要件緩和が行われた）

農業経営における経営管理能力の向上を図り、食料・農業・農村基本計画において示されている効率的かつ安定的な農業経営を育成する手段として、農業経営の法人化の推進が重要となっている。

農林業センサスによると、平成12年2月現在、販売目的の農業経営体のうち法人形態をとるものは全国で5,273（1戸1法人を除く。）となっている。

また、農地法に基づき農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる農業生産法人は、12年1月現在、1戸1法人を含め5,889となっている（表II-4）。形態別には有限会社が7割を占め、主要業種別には畜産が3割強を占めるが、最近は米麦作も多く、この両部門で全体の半数を占めている。

農業生産法人には、投機的な農地取得の防止や農業関係者でない者による経営支配の排除等を目的として、法人の形態や事業内容、構成員、業務執行役員について一定の要件が課され、農業生産法人の健全な育成に役割を果たしてきた。その一方で、法人経営においては、マーケティング活動の展開や情報技術の活用等これまで以上に資本・技術・経営ノウハウの充実や経営の多角化、大

表II-4 組織別・主要業種別農業生産法人数の推移

	総 数	組織別			主要業種別				
		農事組合 法人	有限会社	合資・合 名会社	米麦作	果 樹	畜 産	野 菜	その他の 生産法
昭和55年	3,179	1,157	2,001	21	743	700	1,103	103	530
60	3,168	1,324	1,825	19	553	516	1,262	157	680
平成2年	3,816	1,626	2,167	23	558	592	1,564	216	886
7	4,150	1,335	2,797	18	803	523	1,510	293	1,021
12	5,889	1,496	4,366	27	1,275	606	1,803	567	1,638

資料：農林水産省調べ

注：1) 各年1月1日現在の設置数である。

注：2) 主要業種別の法人数は、それぞれの粗収益が、法人の生産した農畜産物全体の粗収益の50%以上を占めている法人数である。

3) なお、「その他」とは特用作物、花き、養蚕等である。

規模な投資等の対応を進め、信用面や販売面の強化を図ることが必要な状況になっている。

全国農業会議所が全国農業法人協会（現社団法人日本農業法人協会）会員に対し行ったアンケート調査（11年3月調査）から、農業法人の今後の経営戦略をみると、規模拡大やコスト削減のほか、経営の多角化や消費者との交流・産直、リスク管理強化等、高度な経営管理のノウハウを要するものも多くなっている（表II-5）。

こうした背景を踏まえ、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図ること等を目的とする農地法の一部改正が行われ、13年3月の施行に伴い、法人形態として定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の追加や事業範囲の拡大、役員の農作業従事要件の緩和等の措置がとられた（表II-6）。

なお、投機的な農地取得等に対する懸念を払拭するため、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することを義務付け、農業生産法人がその要件を欠くおそれがある場合には、農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告できるなどの規定が設けられたところである。

#### ＜事例：顧客重視の販売戦略を展開する農業生産法人＞

水稻の生産と梅加工を行う宮城県栗駒町の有限会社Eは、昭和38年設立の稲作協業組織「F生産組合」を平成7年に法人化した組織で、構成員6名はいずれもF生産組合の創設メンバーの後継者である。任意組織の頃から独自のライスセンターを有し、月給制や日曜休日等他産業並みの労働条件を導入するなど先進的な取組みで知られ、経営も安定していた。そのようななかで、自分たちの子弟に限らず広く後継者を迎えるために、福利厚生を完備し、若者にとって魅力ある受け皿を作る必要があるとの考えに立って法人化を行い、法人化後は健康保険や厚生年金等の社会保険を導入するなど法人化のメリットを積極的に活用している。

農業経営においては、経営する水田28.1haで生産する減農薬・有機肥料使用の特別栽培米を主力商品とし、販売方法は、首都圏を中心とした消費者への直接販売を主としている。このため、顧客との信頼関係をきわめて重視しており、7年9月には、味を落とさずに一年間もみの状態で保管できる乾燥貯留施設を設置し、宅配直前に精米して発送するシステムを確立している。また、8年には、「安全でおいしいだけでは消費者に続けて買ってもらえない」とみて、直販開始当初に設定した価格から2割引き下げるなど、マーケティング情報に基づく販売戦略もとっている。

表II-5 業種別にみた農業法人の今後の経営戦略（複数回答）

単位：%

	農地購入や 賃借による 規模拡大	現状経営規 模を維持し 生産コスト 削減	麦・大豆等 の導入によ る経営の複 合化	加工販売の 拡大や経営 の多角化	有機米など 有機・低農 薬農産物生 産	消費者との 交流・産直 の拡大	市場原理に 対応したリ スク管理強 化	経営者同士 の生産・販 売面での提 携
稲作	51.1	27.8	24.4	35.6	43.3	43.3	11.1	18.9
畜産（酪農 含む。）	29.2	43.3	3.9	29.2	10.1	33.1	18.5	19.7
野菜	50.8	20.0	4.6	38.5	21.5	41.5	15.4	20.0
果樹	26.5	41.2	5.9	44.1	17.6	47.1	14.7	5.9
花き	24.2	62.9	-	16.1	1.6	27.4	29.0	30.6
農産加工	28.6	17.9	10.7	53.6	10.7	71.4	7.1	39.3

資料：(社)日本農業法人協会、全国農業会議所「農業法人経営者に対するアンケート調査クロス集計結果報告書」(11年3月調査)

- 注：1) 本調査は、(社)日本農業法人協会及び全国農業会議所が、11年3月に全国1,587法人に対し行ったものである（有効回答数659）。
- 2) 網掛けしたものは、同一戦略のなかで割合の高いものから上位2点である。

表II-6 農業生産法人の要件

	改正前の要件	改正後
企業形態	・農事組合法人または会社（株式会社を除く）	・農事組合法人または会社（株式会社は株式の譲渡制限を行っているものに限る。）
事業	・農業（加工・貯蔵、販売、農作業受託等の関連事業を含む。）及びその附帯事業	・ <u>主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること</u> ・農業以外の事業（関連事業を含む。）は総売上高の2分の1未満まで可能
構成員 (出資者)	構成員を以下の者に限定 ・農地または労働の提供者である個人 ・現物出資を行った農地保有合理化法人、農協及び農協連 ・法人の行う事業に係る物資の供給や役務の提供を受ける者（個人） ・法人の事業の円滑化に寄与する者 〔下二者の出資割合は、総議決権の1/4以下、構成員1人当たり1/10以下の範囲に制限〕	構成員を以下の者に限定 ・同左 ・現物出資を行った農地保有合理化法人、農協、農協連及び <u>地方公共団体</u> ・法人の行う事業に係る物資の供給や役務の提供を受ける者（個人及び法人） ・法人の事業の円滑化に寄与する者 （下二者の出資割合に対する制限は維持）
業務執行役員	・過半は農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員 ・上記の常時従事役員すべてが農業に主として従事する者 ・農作業従事日数は、法人事業従事日数の過半以上	・過半は農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員 ・上記の常時従事役員の過半が農業に一定程度以上従事する者 ・農作業従事日数は、法人事業従事日数の過半以上または60日以上のうちいざれか少ない方

資料：農林水産省作成

注：下線部は、12年11月の農地法改正に伴う改正点である。

梅加工については、これまで梅干しが唯一の商品であったが、11年には新たに梅ジャム等を開発し、12年から本格販売を行うことを計画している。

同社は、これまでに蓄積した経営や技術のノウハウを公開しており、同社の法人化後には、町内に経営を法人化する農業者が次々誕生するなど、地域の農業経営に対し、大きな効果を及ぼしている。

#### (メリットを十分發揮した法人経営の展開が重要である)

農業経営の法人化のメリットには、経営内容のいかんにかかわらず享受し得る制度上のメリットと、経営の充実に伴って発生するメリットがある。

前者については、税法上の特例措置や社会保障制度、法人経営を対象とした制度資金の活用のほか、構成員の現物出資による農地取得がある。後者については、経営管理能力の向上や経営体としての継承性の確保、上述の社会保障制度の活用による就業条件の整備、社会的信用力の向上等があげられる。

前述のアンケート調査から、農業法人がかかえている経営上の課題について販売金額規模別にみると、各層とも「運転資金の資金繰り」と「経営戦略のための情報の不足」を課題としてあげる割合が高く、「担保・保証人問題」と「労務管理」がこれに次いでいる(図II-14)。前二者については、販売金額規模にかかわらず各階層とも高率であり、また、後二者については、販売金額規模が大きい層ほど問題ととらえる割合が高い。

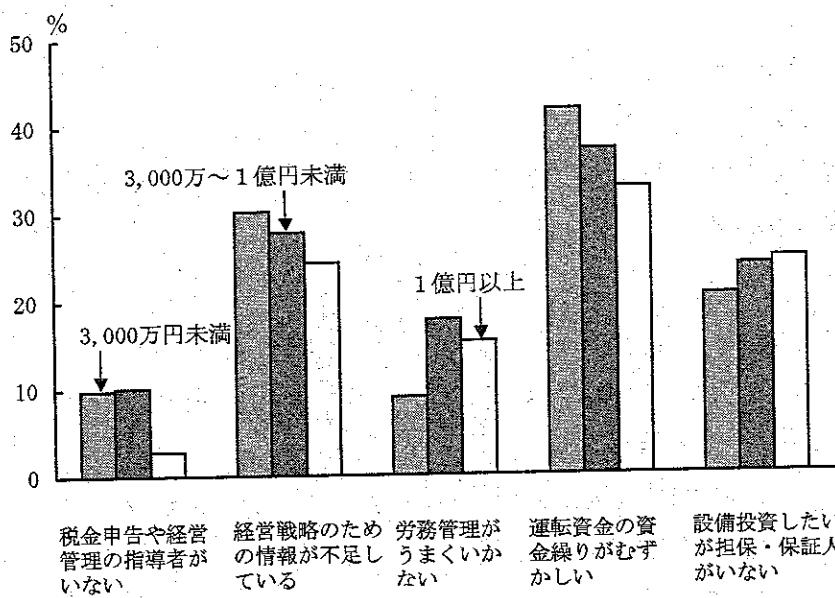
法人経営においては、経営の充実に伴うメリットである社会的信用力の向上を通じ、資金調達が容易になることが期待されるが、同調査から、資金確保は販売金額規模の大小に関係なく大きな課題となっていることがわかる。また、雇用が確保しやすくなることも法人化のメリットのひとつであり、同調査では販売金額規模が大きい層ほど雇用が多くなっているものの、同時に労務管理を問題ととらえる割合も高い。

農業経営の法人化は、目的ではなく経営発展のための手段であり、メリットの発揮は法人経営において欠かせないポイントである。今後、農業法人を我が国農業の中核をなす担い手として育成していくためには、法人形態のメリットを十分に発揮した効率的かつ安定的な経営の実現が必要であり、マーケティング能力の向上や情報化への対応等経営体質の強化を図るための研修機会や経営情報の提供を一層推進していく必要がある。

#### イ 地域農業を支える多様な担い手

##### (土地利用型農業の農業サービス事業体数が増加している)

図II-14 売上規模別にみた法人経営の問題点



資料：(社)日本農業法人協会、全国農業会議所「農業法人経営者に対するアンケート調査クロス集計結果報告書」(11年3月調査)

注：本調査は、(社)日本農業法人協会及び全国農業会議所が、11年3月に全国1,587法人に対し行ったものである(有効回答数659)。

農業経営における作業の効率化や労働力不足への対応、農業技術・流通の高度化、機械・施設への投資の節約といった観点からの作業委託を受ける主体として、大規模農家や農協等のほか、農家以外の農業事業体、農業サービス事業体<sup>(注)</sup>がある。このうち自ら経営は行わず、農業事業体から委託を受けて農作業を行う農業サービス事業体は、農林業センサスによれば、平成12年で1万9,504事業体となっている（航空は種・防除のみを行う事業体を除く。）。前回調査（7年）と比較して全体数が減少するなかで、水稻、麦類及び大豆作業を受託対象とする事業体は増加している。また、水稻について、全国の水稻作付面積に対するサービス作業の面積シェアを作業種類別にみると、すべての作業において拡大していることがわかる（図II-15）。また、12年から調査対象となった航空防除を含めた場合、農業サービス事業体による防除作業は、販売農家の水稻作付面積の37.4%に相当する60万4千haで実施されている。

このように農業サービス事業体は、個別農家の労働力不足の支援や高水準の技術サービスの提供をもって地域農業に貢献しており、その重要性は一層増しつつある。今後、農業サービス事業体が地域農業の担い手として機能を発揮していくためには、オペレーター等人材の育成・確保や農業者が望むサービス需要の掘り起こし、技術水準の維持・向上等に適切に対処していくとともに、地域での役割分担のもと、他の担い手との円滑な補完関係を構築していくことが重要である。

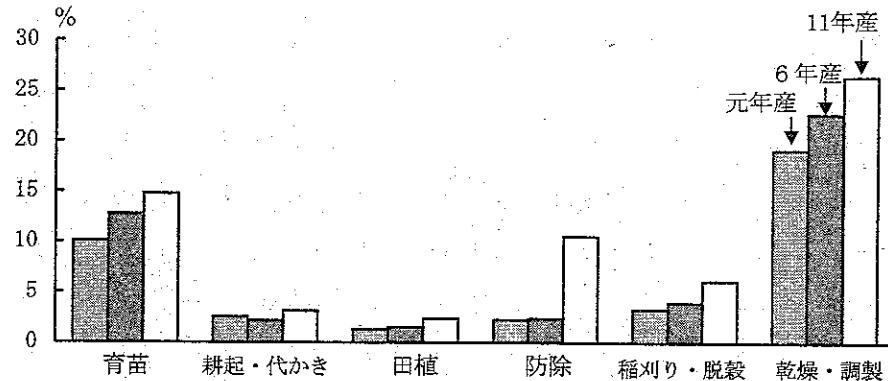
#### ＜事例：ラジコンヘリにより水稻直播栽培の普及を担う農業サービス事業体＞

福井県上中町では、町、農協及び普及センターが連携して水稻の直播栽培の導入を推進してきたが、乗用は種機による直播の普及が低調に終わったため、より省力化が期待できるラジコンヘリによる湛水直播を試みることになった。平成4年から5年にかけて実証試験を行った結果、労働時間等で目標水準に達する成果が得られ、農業者の関心も高まったため、オペレーターの確保と機体の購入に踏み切ることになった。

オペレーターについては、町内の若手農業者に打診したところ、4人の専業農家が関心を示してライセンスを取得した。この4人に農協職員2人を加え、6年4月に、ラジコンヘリ作業受託グループGが設立された。また、機体は、上中町農協（現在の若狭農協）が2台を購入して機械銀行に配備したうえでGにリースする形で提供し、直播等の作業受託が始められた。

現在は、若狭農協が新たに購入した2台を加え計4台の体制で作業受託事業が進められており、全国の直播面積が8千ha程度であるなかで、11年には、74.8haの水田で直播作業を受託している。また、このほか、ヘリを活用した除草剤

図II-15 サービス事業体の水稻作業種類別の作業面積シェアの推移（全国）



資料：農林水産省「農林業センサス」

- 注：1) 全国の水稻作付面積に占めるサービス事業体の各作業面積のシェアである。  
2) 作業種類別面積は全作業受託面積を含んだ受託面積である。  
3) 11年産における田植及び防除の数値には、航空は種・防除が含まれておらず  
(航空は種・防除のみを行う事業体の分は除く。)、前回までの調査結果とは連続しない。

散布を延べ140ha、防除を延べ500ha受託している。

利用者は小規模な兼業農家に限らず、経営耕地面積が10ha規模の大規模農家も労力の分散等を図るためGへの作業委託を活用している。

同町では、現在、水稻の品種としては主にコシヒカリと早生のハナエチゼンが栽培されているが、コシヒカリの直播は倒伏の危険性が高いため、直播栽培の実施はハナエチゼンに限られており、今後はコシヒカリの安定的な直播栽培体系の確立が課題となっている。

#### (地域ごとに様々な形態の集落営農活動が行われている)

兼業化や高齢化の進展等による地域の担い手の減少に対応して、農業経営の効率化や農地の維持等を目的に、集落を基礎として様々な農家が農地や機械・施設の利用、生産活動等を相互に補完し合いながら実施する集落営農の取組みが、稻作を中心に全国各地でみられる。

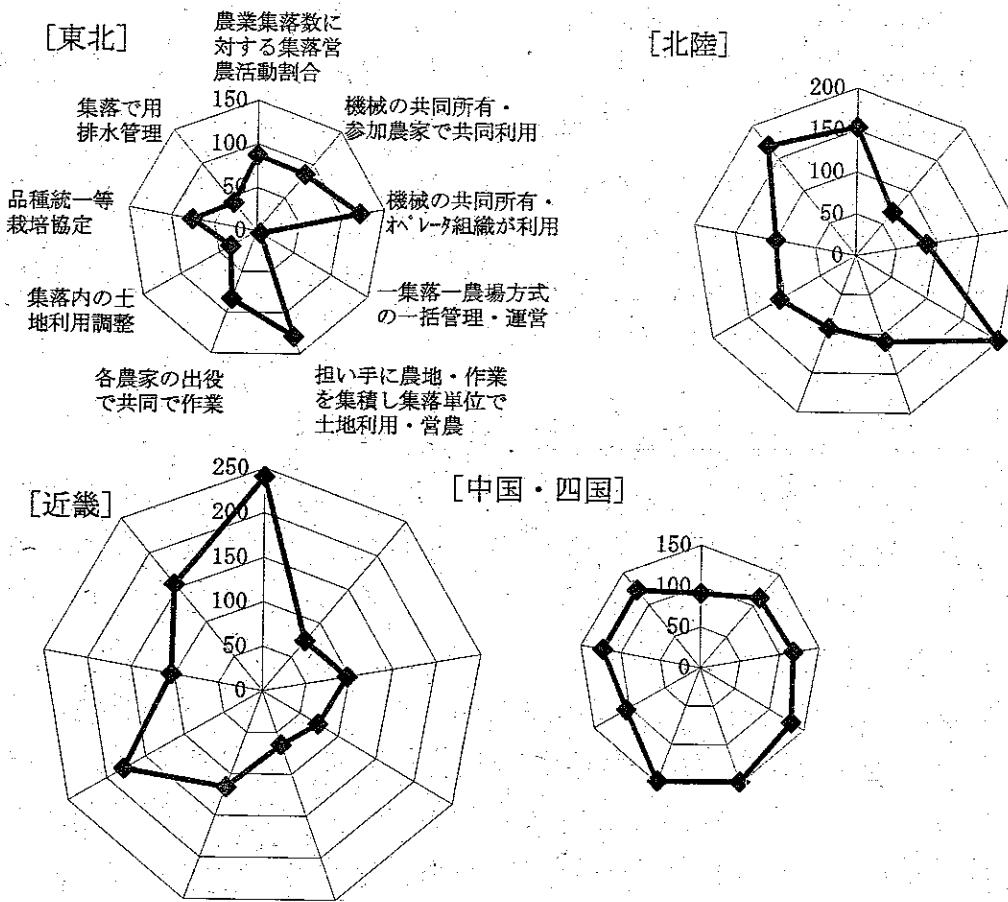
農林水産省が平成11年6月に行った調査によると、平地農業地域及び中間農業地域を中心に全国8,316ヶ所で集落営農の取組みが行われている。このなかには、特定のオペレーター組織や認定農業者等の担い手に農作業や農地を集積させるなど効率的かつ安定的な農業経営への発展が期待される取組みもみられるほか、集落を一つの農場とみなした農地の一括管理・運営等集落のまとまりを活かす取組みがあるなど、内容は多岐にわたっている。

このような活動内容を地域別に概観すると、例えば東北においては、オペレーター組織の活動や認定農業者等の担い手に農地や農作業を集積させる取組みが活発となっている(図II-16)。北陸では、集落営農を積極的に推進する県の取組みもあって、集落内の営農を一括して管理・運営する活動が突出している。近畿では、各農家の出役による共同作業や土地利用調整等の全員参加型の活動が多く取り組まれている。また、中国・四国においては、すべての活動が全国平均より高くなっている。

次に、活動上の課題をみると、「集落営農を中心的に担っていく後継者の確保が難しい」とする回答が農業地域類型を問わず6割を超えており、次いで「共同利用する機械の計画的な更新・増備が難しい」、「オペレータの育成・確保が難しい」が多くなっている(図II-17)。さらに、「規模拡大意向を持つ農家との農地の利用調整が難しい」とする回答も少数ながらみられる。

我が国農業の持続的発展を図るうえでは、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現が必要とされるなかで、特定のオペレーターや認定農業者等の担い手に農地や農作業を集積している集落営農活動は、こうした活動を通じて大規模経営の育成につながっていく可能性も有する

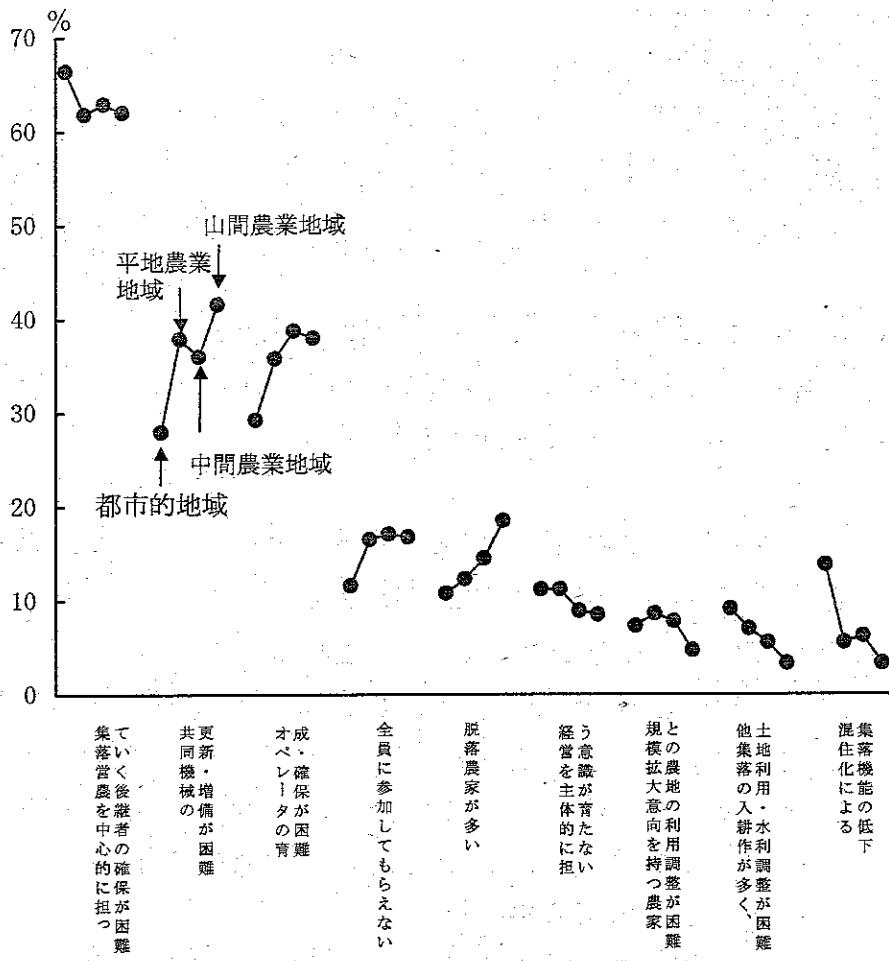
図II-16 各地域における集落営農の取組状況（全国平均=100）



資料：農林水産省「集落営農に関する実態把握」（11年6月調査）、「農林業センサス」（12年）

- 注：1) 地域ブロックごとに、各活動の実施割合を全国平均=100として表したものである。  
 2) 調査は、市町村、農業協同組合、普及センター等からの情報のとりまとめにより行った。  
 3) 「集落営農」とは、集落を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施された営農のことをいう。  
 4) 集落の単位としては、複数の集落を一つの単位として構成する場合も含み、また、大規模な集落で、集落内に「組（くみ）」等、実質的に集落の機能を持った、より小さな単位がある場合は、集落営農の単位とした。

図II-17 集落営農の活動上の課題(複数回答)



資料：農林水産省「集落営農に関する意向調査」(11年8～9月調査)

- 注：1) 「集落営農に関する実態把握」(11年6月調査)により把握された集落営農8,316のうち  
2,232名の集落営農の代表者を対象に面接聞き取り調査を行ったものである。  
2) 前図の注3)及び4)と同じ。

ことから、法人化等新たな段階への発展を積極的に支援していくことが必要と考えられる。また、地域ぐるみによる農業生産の効率化と農地・農業の維持発展のための選択肢の一つとして、地域の合意のもとに、地域内の農地の一体的な管理を行う特定農業法人<sup>(注)</sup>の設立を進めることも重要である。

#### ＜事例：集落内の農地を集積・経営する特定農業法人＞

島根県三刀屋町のH集落では、昭和54年度に農機具利用組合を設立し、稲作について機械の共同所有と作業受託を行う集落営農を進めてきたが、水稻の品種や転作作物の選択、どのほ場で転作を行うかなどの判断は水田の所有者ごとに行われていたため、作業効率には限界があった。このため、農地の利用集積を促進し、さらに組織の一層の強化と安定を図る観点から、58年度に設置された農産加工所も統合して平成10年1月に農事組合法人Iを設立した。同時に特定農業法人の認定を受け、構成員である農家18戸が所有するすべての農地(12.7ha)の利用権が法人に設定された。これにより、集落の水田を水稻の品種別・転作地別に大きく4区画に分けた計画的・効率的な土地利用が実現した結果、12年2月現在、三刀屋町全体で73haの耕作放棄地がみられるなかで、同法人の経営においては、耕作放棄がまったく発生していない。

本法人においては、主要な農作業別に構成農家を班編成し、全員がいずれかの作業のオペレーターを担当する体制をとっている。水管理等の日常管理業務は水田の所有者が担当するが、年4回、法人と水田所有者が合同で各水田を見回り、適切な管理が適期に行われるよう技術の平準化が図られている。

また、転作大豆を利用した自家用味噌生産から始まった農産加工部門は、農家の女性全員が参加して、現在、年間12~13トンの味噌、1.5トンの梅加工品等を製造・販売しており、農家女性の起業の場にもなっている。

法人化を機に、県内外に転出していた農家子弟がUターンしてオペレーターに加わっており、集落の次代を担う後継者の確保も図られている。

#### (担い手が不足する地域農業の維持に第3セクターが貢献している)

国や地方公共団体が民間部門と共同で出資・設立する企業体である第3セクターは、担い手育成や農作業受託等の農業関連事業のほか、特産品の開発・販売や都市農村交流の実施等地域振興に関する多様な事業を実施する目的をもって、各地で設立されている。

農林水産省の調査によれば、農作業受託及び管理耕作により農地の保全管理に取り組む第3セクターは、平成11年6月現在で全国に155組織あり、中間農業地域から山間農業地域にかけて多く存在する。第3セクターによる農作業受

託面積を地目別にみると、水田が全体の66.5%と最も多く、特に山間地域では94.5%に達するなど、条件不利地域における水田農業の担い手不足を補完している実態がうかがえる。また、受託した農作業の実施等農地の管理作業を行うなかで、雇用するオペレーターを将来の地域の担い手として育成し、自立を支援する機能（インキュベータ機能）への期待も高まっている。

ここで前述の「担い手・活性化調査」から、農作業受託を行う第3セクターの運営上の課題についてみると、「公益性を優先するため恒常に赤字経営となっている」とする回答が41.8%と最も多く、次いで「職員数が不足し、農業者の依頼に応じきれない」が34.1%となっている（図II-18）。

第3セクターは、公益的な事業目的や民間部門では対応が困難な分野を担当するといった性格上、農家等との競合を避けたり、民間のサービス事業体が引き受けない条件不利地の耕作を請け負うなど赤字経営となりやすい側面がある。このため、設立の検討や運営に当たっては、地域の事情等を踏まえ、目的や必要性、事業内容や期待される効果等について地域住民の理解を十分得たうえで進めていくことが重要である。

#### ＜事例：ぶどう産地の維持と新規参入者の受け入れを図る農業公社＞

長野県生坂村では、養蚕の衰退に伴う荒廃桑園の増加に対応し、昭和61年から新たな作目としてぶどう（巨峰）を導入して産地化を図った結果、現在では31haで巨峰が栽培され、市場でも高い評価を得るに至った。また、巨峰の産地化により一部農家で農業後継者の確保も進み、若い担い手による生産者グループも結成されている。

しかしながら、全体でみれば巨峰栽培者の平均年齢は60代後半と高いうえに後継者のいない農家もあり、十分な栽培管理ができない例もみられるようになった。このため生坂村では、平成7年に農協等と共同で農業公社を設立し、農地保有合理化事業による担い手への農地利用集積やぶどう園等の管理耕作、高齢農家の水田作業の受託を行い、農地の維持管理を図っているほか、若い担い手の育成や特産品の開発・販売を実施している。

担い手育成は、同公社の中心的事業の一つで、前述の若手巨峰生産者グループに対する研修支援等を行っているほか、将来の村への定住を条件に、新規参入希望者を3年間研修生として受け入れる制度を用意している。12年度までに7名の新規参入希望者を受け入れ、13年春には、最初の研修生が研修期間を終えて就農する運びとなっている。また、12年度からは専任の研修指導員を置くなど、研修体制の充実を図っている。

なお、こうした活動は、水田作業のオペレーターとして定年帰農者を中心